

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会
○異議の申出について決定した件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百二十七号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における当選の効力に関し、東京都調布市入間町二丁目二十九番地二十二平原行人、東京都国分寺市東元町四丁目三番十号笠原一郎、東京都立川市柴崎町二丁目十番十八号伊藤国治、神奈川県横浜市港北区新吉田東六丁目四十二番十六号堀川清美及び福島県郡山市久留米六丁目百五十一番地の十一森園和重から提起された異議の申出について、平成三十年十二月二十日次のとおり決定した。

平成三十年十二月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

決 定 書

東京都調布市入間町二丁目二十九番地二十二	異議申出人	平 原 行 人
東京都国分寺市東元町四丁目三番十号	異議申出人	笠 原 一 郎
東京都立川市柴崎町二丁目十番十八号	異議申出人	伊 藤 国 治
神奈川県横浜市港北区新吉田東六丁目四十二番十六号	異議申出人	堀 川 清 美
福島県郡山市久留米六丁目百五十一番地の十一	異議申出人	森 園 和 重

右記異議申出人（以下「申出人ら」という。）のうち、平原行人、笠原一郎、伊藤国治、堀川清美（以下「申出人平原行人ほか三名」という。）及び森園和重（以下「申出人森園和重」という。）から平成三十年十一月十日付けで提起された平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

一 申出人平原行人ほか三名による本件異議の申出は、これを却下する。
二 申出人森園和重による本件異議の申出は、これを棄却する。

異議の申出の要旨

申出人らは、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の決定を求め、その理由として、次のとおり主張した。

- 一 福島県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである。
- 二 県内の開票所において、「五百票バーコード票」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがあり、統計学上ありえない結果がみられる。
- 三 他の選挙の事例において期日前投票箱の中身がすり替えられていると思われる事例が発生しており、本件選挙においても、夜間に何者かが期日前投票箱の中身をすり替えている疑いがある。
- 四 その他、他の選挙の事例等により本件選挙が信頼のないものとなっている。

決定の理由

第一 主文一について

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六条第一項に規定されている地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」ができることとされている。この趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであること」に鑑み、その選挙区の選挙に参加する権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もつて選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和三十一年二月二十六日最高裁判所大法廷判決）とされている。

二 申出人らは、福島県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである旨主張するが、当委員会の調査の結果、申出人平原行人ほか三名は本件選挙の選挙人であった者は一人も認められず、また、いずれも本件選挙に係る公職の候補者ではないため、公職選挙法第二百六条第一項の規定に該当しないのは明らかであり、申出人平原行人ほか三名による本件異議の申出は不合法である。

第二 主文二について

当委員会は、申出人森園和重による本件異議の申出は形式的要件を備えていることから、本件異議の申出を受理し、厳正かつ慎重に審理した。その結果は以下のとおりである。
一 当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は

当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たると解するのが相当である。」（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）とされている。

二 以上の観点から、申出人森園和重が主張する申出理由が、当選無効の原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて判断する。

1 異議の申出の要旨二について

申出人森園和重は、県内の開票所において、「五百票バーコード票」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがある旨を主張するが、県内のいずれの開票所等において、実際にどのような不正等が行われたかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められない。

よって、申出人森園和重の主張は採用できない。

2 異議の申出の要旨三について

申出人森園和重は、期日前投票箱の中身がすり替えられている疑いがある旨を主張するが、実際にどのような不正等が行われたかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められない。

よって、申出人森園和重の主張は採用できない。

3 異議の申出の要旨四について

申出人森園和重は、本件選挙以外の他の選挙における事例等により、本件選挙が信頼のないものとなっているなどと主張するが、本件選挙において、実際にどのような不正等が行われたかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められない。

よって、申出人森園和重の主張は採用できない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力を無効とする申出人森園和重の主張にはいずれも理由はなく、本件異議の申出は、これを認めることができない。

よって、当委員会は、主文二のとおり決定する。

平成三十年十二月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博